

全日ア連競技第 19-062 号

2020 年 3 月 25 日

加盟団体 各位

公益社団法人全日本アーチェリー連盟
競技部 国体担当 後藤 明男

新型コロナウイルスに係る

第 75 回国民体育大会(鹿児島)都道府県予選会の対応について(通知)

日頃より本連盟事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止並びに政府見解を受け、第 75 回国民体育大会(鹿児島)都道府県予選会を中止にすることが想定されます。

本連盟に加盟する都道府県協会(連盟)が統一した方法で選考行うため、都道府県が計画する予選会(選手選考)の対応について、下記の別紙書類にてお知らせします。

日本スポーツ協会の通知を受けて、感染拡大防止および選手、関係者の安全を考慮した対応を取って頂きますよう、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本連盟としては競技会の活動を制限することはない方針であります。

貴協会(連盟)におきましては、引き続き感染症対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

別紙書類 ◎留意事項 1・2 (参照資料)

◎【資料】[31]アーチェリー競技要項 抜粋 と再確認について

◎予防対策の徹底をお願い

留意事項 1

◎各大会の実施の可否については、主催団体や都道府県協会(連盟)の判断により決定してください。

1. 実施する場合

- (1) 感染予防対策を徹底する。
- (2) 体調不良の参加者等が発生した場合の対応を、関係機関とも相談し、予選会実施前に確認する。

2. 実施しない(中止する)場合

- (1) 都道府県協会(連盟)は、選考方法等(選考基準、時期等)を確認し、選考方法の公平性、公正性、透明性の確保を徹底する。
- (2) 都道府県協会(連盟)は、選考前までに、選考方法(選考基準、時期等)を支部団体・選手・監督等の関係者に周知する。
- (3) 都道府県協会(連盟)は、予選会について当初予定した計画を変更した場合は「公認競技会(変更・中止)届」(競技・様式5)を決定後速やかに提出する。

留意事項 2

◎国体選考会の選手選考方法について

- ・2020年度に特化した、国体選手選考基準・方法を都道府県協会(連盟)は作成し、公開してください。
- ・方法として、以下の1から4のような対応も考えられますので参考にして、選考基準を作成してください。

1. 予選会すべての開催を中止としたとき。

2020年及び2019年において開催された70mラウンド公認競技会や国体予選会等、国体選考となる対象競技会を会員に事前公表し、成績結果を尊重し都道府県協会(連盟)が決定する。

2. 第75回国体予選会が開催された時。

1試合だけ国体予選会が開催されたらその大会の記録により選考する。

3. 複数回開催した時。

開催した予選会の数により都道府県の定める国体選手選考規定により代表者を選考する。

4. 予定されて予選会すべて開催した時

都道府県の定める選考規定に従い選手を選考する。

5. 都道府県予選会を中止にした時、並びに開催日の変更は「公認競技会(変更・中止)届」(競技・様式5)を決定後速やかに提出する。

【資料】 再度確認ください

[31]アーチェリー競技要項 抜粋

5 予選方法

- (1) 予選方法は、各都道府県大会及び各ブロック大会とし、それぞれの大会は本大会の実施要項に基づき、各都道府県大会は 70mを含む競技により実施するものとし、各ブロック大会は、70mラウンドで実施するものとする。
- (2) 出場者は、全日本アーチェリー連盟に登録を完了し、「A・J・A・Fターゲットスターバッジ」の資格を取得している者とする。
- (3) 各都道府県協会(連盟)は、都道府県大会を実施し、ブロック大会及び本大会に出場する種別代表選手を決定する。
- (4) ブロック大会は、所属都道府県協会(連盟)の共催のもとに開催地協会(連盟)が主管して実施し、期日、会場、実施方法については当該都道府県体育・スポーツ協会と協議の上、決定し、本大会に出場する代表都道府県を決定する。

他 確認

※各都道府県予選の結果、代表として選抜された競技者をもってチーム編成をしなければならない。

※対象選手たち全員に事前に開催告知され、国体要項に規定されている方法で実施し、国体予選成績(結果)一覧表を作成する。

【予防対策の徹底をお願いします】

- ・石けんやアルコール消毒液などによる手洗いおよび咳エチケットの実施をお願いします。
- ・予防や拡散防止のため、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ・パブリックスペースで過ごす時間を可能な限り少なくしてください。
- ・発熱や体調が悪い等、風邪のような症状のある方は医師の診断を受け、参加の可否を確認してください
- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、居住地の保健所などに設置されている「帰国者・接触者相談センター」等にお問い合わせください。

以上